

＼ 12 月支給分より / 児童手当の制度が一部変更になります

💡 主な変更点

①支給対象児童の年齢延長 ②所得制限の撤廃 ③多子加算が拡充 ④支払回数が年 6 回に変更

	改正前（令和6年9月分まで）	改正後（令和6年10月分から）
支給対象	中学生修了までの児童 (15歳到達後の最初の年度末まで) を 養育している方	高校生年代 までの児童 (18歳到達後の最初の年度末まで) を 養育している方
所得制限	あり	なし
手当月額	【児童手当（所得制限額未満）】 ・ 3歳未満…一律 15,000円 ・ 3歳～小学生修了まで 第1子、第2子…10,000円 第3子以降 …15,000円 ・ 中学生…一律 10,000円 【特例給付（「所得制限額」以上 「所得上限額」未満）】 ・ 一律 5,000円 【所得上限額以上】 ・ 支給なし	・ 3歳未満 第1子、第2子…15,000円 第3子以降 …30,000円 ・ 3歳～高校生年代 第1子、第2子…10,000円 第3子以降 …30,000円
多子加算 (第3子以降) の 数え方	18歳到達後の最初の年度末までの児童	22歳 到達後の最初の年度末までの子 (例) 23歳、21歳、12歳の子がいる場合、 21歳の子を第1子として算定します。
支給月	年3回 (各前月までの4か月分を支払い) 2月、6月、10月	年6回（偶数月） (各前月までの 2か月分 を支払い) ※各支給月の15日（休日の場合、直前の 平日）に振り込みます。

手続きが必要な方

- ・ 所得制限により、児童手当を受給していない方
 - ・ 高校生年代の子がいるが0歳から中学生までの
子がいなかったため、児童手当を受給していない方
- ※対象となる方にはご案内を送付しています。
- ※公務員の方は職場でのお手続きが必要です。

「監護相当・生計費の負担についての確認書」の 提出が必要な方

- ・ 児童手当、特例給付を受給しており、生計費の負担を
している 19 歳～ 22 歳年度末の子（大学生年代の子）
がおり、その子を含め養育している子が 3 人以上いる方

お問合せ こども家庭課 ☎0954-23-9216

有料広告

外壁塗装・屋根塗装・防水工事

■ ■ ■ ■ ■ ヤマグチ塗装 ■ ■ ■ ■ ■

相談・診断・見積 無料

一級建築塗装技能士
山口 哲平

〒843-0024
武雄市武雄町富岡 10027-1
TEL/FAX:0954-38-2475
Mobile:090-1346-6844